



閣甲第一七四號

案起

昭和十四年八月八日

閣議決定

昭和十四年八月八日

施行

昭和 年 月 日

内閣總理大臣

[Signature]

内閣書記官

内閣書記官

外務大臣

[Signature]

陸軍大臣

[Signature]

文部大臣

[Signature]

逓信大臣

[Signature]

厚生大臣

[Signature]

内務大臣

[Signature]

海軍大臣

[Signature]

農林大臣

[Signature]

鐵道大臣

[Signature]

大藏大臣

[Signature]

司法大臣

[Signature]

商工大臣

[Signature]

拓務大臣

[Signature]

別紙要項ニ依り興亞奉公日設定ノ件

右閣議ニ供ス

興亞奉公日設定ニ關スル件

(一四八八)

國民精神總動員委員會決定ノ「國民生活日」ノ趣旨ヲ採擇シ左記ニ依
リ興亞奉公日ヲ定ム
一、趣 旨

當日全國民ハ舉ツテ戰場ノ勞苦ヲ偲ビ自肅自省之ヲ實際生活ノ上ニ
具現スルト共ニ興亞ノ大業ヲ翼贊シテ一億一心奉公ノ誠ヲ效シ強力
日本建設ニ向ツテ邁進シ以テ恒久實踐ノ源泉タラシムル日トナスモ
ノトス。

二、名 稱

興亞奉公日 (國民奉公日)

三、日

一日 (七月一日)

四、實施項目

取り敢へズ國民精神總動員委員會決定ノ「國民生活綱要」ノ趣旨ノ
遵守勵行但シ地方ノ實情ト對象トニ應ジテ項目ニ於ケル多少ノ増減
變更ハ差支ナク且ツ右ノ實施ニ關スル具體的方法ハ地方ニ於テ夫々
其ノ實情ニ即シ適宜之ヲ定ムルモノトス

五、實施

昭和十四年九月ヨリ實施シ事變中之ヲ繼續スルモノトス

一、名稱

興亞日、戰場日、戰場を偲ぶ日、國民奉公日、國民反省日、興亞生
活日、興亞報日

二、日

東京府國民精神總動員實行部、大阪府國民精神總動員委員會ノ案ハ七
日説

三、國民生活綱要

(1)早起勵行(2)報恩感謝(3)大和協力(4)勤勞奉公(5)時間嚴守(6)節約貯蓄(7)
心身鍛鍊

岩手縣ニ於テハ「敬神崇祖」「勤勞倍加」「簡素生活」「物資活用」
「貯蓄勵行」「體位向上」ヲ以テ銃後縣民ノ「皇民生活運動」ノ指導
要目ト爲ス

公私生活を刷新し戦時態勢化するの基本方策

(昭・一四・七・四)
國民精神總動員委員會決定

時局に照應して政治的、社會的態勢を戦時化することは此の際各般の方面に亘つて行はねばならぬ。其の中公私生活を刷新して其の戦時態勢化を図ることは各人の努力に依り日常の生活に活かし得る場面多きが故に生活刷新運動として特に強調されねばならぬ。

今や我國の情勢は個人主義的、自由主義的生活態度の弊風を肅正して益々國民的、奉公的生活態度を強化すべき時である。事態は徒に論議に時日を遷延するを許さない。改善の要緊なるものを事の輕重を問はず採り上げ、其の實踐を通じて國民精神の緊張を促さねばならぬ。とりわけ都市に於て其の必要を痛感せざるを得ない。仍つて左の如く具體的に實行せんとする事項を定め、官民相協力し徹底的に實踐に向つて邁進せんとするものである。

一、國民生活日の設定

政府は毎月一定の日を以て國民生活日と定め、特に當日は全國民戦場の勞苦を偲び、強力日本建設に向つて邁進し、嚴肅闊達なる氣分を以て、國民生活綱要に副ひ日本精神を如實に顯現して、自肅自省、之を實際生活の上に具現し、恒久實踐の源泉となす日たらしめること。

二、國民生活綱要の提唱

「舉國一致」、「盡忠報國」、「堅忍持久」の指標の下に國民生活綱要として、特に日々嚴守勵行すべき項目を更に高調し、地方の實情と對象とに應じて之を具體化し其の普及徹底を図ること。

國民生活綱要

- (一) 早起 勵行
- (二) 報恩 感謝
- (三) 大和 協力
- (四) 勤勞 奉公
- (五) 時間 嚴守

- (六) 節約貯蓄
- (七) 心身鍛錬

三、第一期刷新項目

差當り刷新項目として左の事項を採り上げ、強力に實踐に力むることとし、政府は夫々其の所管事項に付適切なる措置を講ずると共に、國民精神總動員中央聯盟は之が普及徹底に努力すること。尙第二期には前記の成績を検討した上更に刷新項目を追加すること。

- (一) 料理店、飲食店、「カフェー」、待合、遊藝場等の營業時間の短縮
- (二) 「ネオンサイン」の抑制
- (三) 一定の階層の禁酒、一定の場所の禁酒
- (四) 冠婚葬祭に伴ふ弊風打破就中奢侈なる結婚披露宴等の廢止
- (五) 中元、歳暮の贈答廢止
- (六) 服裝の簡易化

「フロックコート」、「モーニングコート」の着用は公式の儀禮に限り、其の他は平常服を以て之に代へること

男子學生生徒の長髪廢止

婦女子の「バーマネントウェーブ」其の他浮華なる化粧服裝の廢止

四、徹底方法

公私生活の戰時態勢化を徹底する爲既存の實行組織を整備し、各官公衙、會社、工場等職場毎に、市町村の區、町内、部落等地域毎に、各種團體學校毎に指導督勵の擔任者を定め、國民各個に滲透するやう自ら率先實行せしむると共に指導督勵に當らしめること。

(註) 本基本方策は昭和十四年七月十一日閣議に於て「其の趣意大體相當と認めらるるを以て關係各方面に於ては實行し得るものより順次之を實行に移し以て一層公私生活を刷新し戰時態勢の強化に努むる様措置すること」に決定を見た。

閣内 第一七八號

昭和十四年八月十一日
閣議決定
昭和十四年八月十一日施行
裁可昭和十四年八月十一日

内閣總理大臣

近

内閣書記官長

内閣書記官

外務大臣	陸軍大臣	文部大臣	逓信大臣	厚生大臣
内務大臣	海軍大臣	農林大臣	鐵道大臣	
大藏大臣	司法大臣	商工大臣	拓務大臣	

別紙興亞奉公日設定ニ関スル
内閣告諭案